

相模女子大学・相模女子大学短期大学部ハラスメント防止・対策委員会規程

平成12年3月30日
制定

第1条 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ハラスメント・ガイドラインに基づき、ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条 委員会は、相模女子大学および相模女子大学短期大学部のすべての学生・教職員が、人権侵害と差別のない、公正で安全な環境において、教育・研究・課外活動などを行うことができる機会と権利を保障することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、委員会は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントへの対応策の検討と実行および対応策に関する学長への意見具申、報告
- (2) ハラスメントへの対応のための特別委員会の設置
- (3) ハラスメントの防止に関する広報、学習、研修その他ハラスメントに関して理解を深めるための機会と情報の提供
- (4) ハラスメントを行った者に対する教育・研修プログラムの立案
- (5) ハラスメントの被害者に対する救済措置の検討と実施
- (6) ハラスメント防止・対策委員会活動に関する年次報告
- (7) その他ガイドラインに基づき委員会が必要と判断した事項

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の過半数は女性とする。

- (1) 各学部、短期大学部教授会及び大学院研究科委員会構成員のうちから選出された委員 5名以上
- (2) 学修・生活支援課長
- (3) 助手 1名
- (4) 学長が指名する相談員 若干名
- (5) 副学長 1名

2 前項第1号、第3号、第4号に定める委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は前第1項第4号および第5号の委員を除く委員の中から互選する。

4 委員長は、必要に応じ委員会の承認を得た上で、委員以外の者の出席を求めることができる。

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席委員の過半数による。

第6条 委員長は、相談窓口から報告を受けたときには、速やかに委員会を招集しなければならない。

第7条 委員は、その任期中および退任後も、第3条の任務に関連して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

第8条 委員会は、法人・事務職員と学生との間に生じたハラスメントに関しては、学校法人相模女子大学ハラスメント防止委員会と協力して対応に当たらなければならぬ。

第9条 委員会は、ハラスメント問題に対処するための相談窓口を設置し、相談員を置

くものとする。

- 2 相談員は、各学部及び短期大学部教授会構成員のうちから学長が指名する。
- 3 相談員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 委員会に関する庶務は、学修・生活支援課において処理する。

第11条 この規程を改正するときは、大学評議会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成17年5月19日一部改定、平成17年4月1日から施行する。
- 3 平成19年6月5日一部改定、平成19年6月5日から施行する。
- 4 平成21年2月12日一部改正、平成21年4月1日から施行する。
- 5 平成23年5月12日一部改正、平成23年4月1日から施行する。
- 6 平成24年4月12日一部改正、平成24年4月1日から施行する。
- 7 平成24年5月10日一部改正、平成24年6月1日から施行する。
- 8 平成25年11月7日一部改正、平成25年11月7日から施行する。
- 9 平成28年10月27日一部改正、平成28年10月27日から施行する。
- 10 令和元年9月5日一部改正、令和元年10月1日から施行する。